

令和2年第3回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和2年3月26日(木)
開会 15時15分 閉会 16時59分
- 2 場 所 佐伯市教育委員会 教育委員会室
- 3 出席者の氏名
教育長 土崎 谷夫
委 員 桑門 超 委 員 岩佐 礼子
委 員 米倉 ゆかり
- 4 事務局
教育部長 狩生 浩司
教育総務課長(以下、「教総課長」という。) 吉村 岩雄
学校教育課長(以下、「学教課長」という。) 高野 徹
社会教育課長(以下、「社教課長」という。) 淡居 宗則
体育保健課長 榎 英樹
本日の書記 総括主幹 御手洗 薫 副主幹 團塚 竜二
- 5 付議した議案 11件
- 6 報告事項等 5件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0名

開 会

教育長 ただいまから令和2年第3回佐伯市教育委員会を開会します。

事務局 (出席委員の確認)

前回会議録の承認

教育長 前回の第2回佐伯市教育委員会の会議録の承認を米倉委員お願いいたします。
(会議録に署名)

教育長の報告

- ・新型コロナウイルス感染症に伴う佐伯市の取組みについて

議 案

【議 事】

議案第6号 佐伯市教職員住宅管理規則の一部改正について

教育長 それでは議事に入りたいと思います。議案第6号佐伯市教職員住宅管理規則の一

部改正について、担当から説明をお願いします。

教総課長 議案第 6 号佐伯市教職員住宅管理規則の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めらるるものであります。提案理由は、教職員住宅の一部を施設の老朽化により解体したため廃止するものであります。資料の 6 ページをご覧ください。宇目地域にある越野団地の 2 棟を解体し、更地にしたことに伴い削除するものであります。説明は以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

教育長 なければ承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 7 号 佐伯市立学校運営協議会規則の一部改正について

教育長 議案第 7 号佐伯市立学校運営協議会規則の一部改正について、担当からお願いします。

学教課長 資料の 8 ページをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めらるるものであります。提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、当該規則に引用している条項を改める必要があるためです。資料の 14, 15 ページをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成 29 年 5 月 17 日に改正され令和 2 年 4 月 1 日に施行されます。その内容は、例えば第 4 章第 2 節の第 47 条の 4 が第 47 条の 3 に改正されています。この改正を受けまして佐伯市立学校運営協議会規則の引用部分を改正しております。説明は以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

教育長 なければ承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 8 号 佐伯市外国語指導助手の任用等に関する規程の廃止について

教育長 議案第 8 号佐伯市外国語指導助手の任用等に関する規程の廃止について、担当からお願いします。

学教課長 資料の 17 ページをご覧ください。佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。提案理由は、外国語指導助手の任用等については、地方公務員法改正に伴う「会計年度任用職員」制度の導入により、令和 2 年 4 月より「佐伯市教育委員会会計年度任用職員の任用、報酬等及び勤務条件等に関する規程」の適用を受けることとなるため、佐伯市外国語指導助手の任用等に関する規程を廃止するものであります。説明は以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

教育長 なければ承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 9 号 佐伯市立学校通学区域設定規則の一部改正について

教育長 議案第 9 号佐伯市立学校通学区域設定規則の一部改正について、担当からお願いします。

学教課長 資料の 27 ページをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。提案理由は、行政区の統合により、通学区域の行政区名を削除するものであります。資料の 32 ページをご覧ください。中村南町と中村東町に南中区と東中区がありましたが行政区を統合し、東中区となりましたので、通学区域も東中区とさせていただきます。この変更は平成 27 年に行われておりましたが、今回、33 ページ記載の興人区と鶴谷区の統合により鶴谷区となる変更があり、通学区域の変更が必要となりましたので、東中区とあわせて改正を行うものであります。説明は以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

教育長 なければ承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 10 号 佐伯市蒲江葛原郷土文化保存伝習所条例施行規則の廃止について

教育長 議案第 10 号佐伯市蒲江葛原郷土文化保存伝習所条例施行規則の廃止について、担当からお願いします。

社教課長 資料の 34 ページをご覧ください。佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。佐伯市蒲江葛原郷土文化保存伝習所条例につきましては、2 月の教育委員会の中で、「佐伯市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」で、教育委員会の所管する文化に関することを市長部局に移管するという内容で意見をいただき承認され、市長部局へ移管されたものであります。この条例にあわせて今回は佐伯市蒲江葛原郷土文化保存伝習所条例施行規則を廃止し、市長部局で新たに定めるものであります。廃止する規則の内容は、資料の 36、37 ページに記載の施設の利用等に関するものであります。説明は以上です。

教育長 委員のご理解をお願いします。続いての議案第 11 号も同じ背景、根拠ですので。佐伯市郷土芸能伝承館青山条例施行規則の廃止についても引き続き説明をお願いします。

社教課長 佐伯市郷土芸能伝承館青山につきましても、2 月の教育委員会の中で同様の内容で承認をいただいたところであり、佐伯市郷土芸能伝承館青山も佐伯市蒲江葛原郷土文化保存伝習所と同様に新年度から市長部局に所管を移すということで条例も市長部局へ移ります。教育委員会の所管でなくなることから当該規則につきましても 4 月 1 日をもって廃止するものであります。説明は以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

教育長 なければ議案第 10 号及び議案第 11 号は承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 12 号 佐伯市教育委員会公印規則及び佐伯市文化会館条例施行規則の一部改正について

教育長 議案第 12 号佐伯市教育委員会公印規則及び佐伯市文化会館条例施行規則の一部

改正について、担当からお願いします。

社教課長 資料の 43 ページをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。昨年 3 月議会で文化会館条例の改正を行うということで前段の教育委員会で承認をいただきましたが、弥生文化会館につきましては新年度から弥生地区公民館に転用するという内容でありました。なぜ、昨年 3 月議会で改正であったかということと文化会館は 1 年前から予約ができるということで、その予約を制限するためでした。4 月からは弥生文化会館ではなく弥生地区公民館になるということです。資料 44、45 ページをご覧ください。今回の改正内容は、佐伯市教育委員会公印規則の中の別表第 1 中に弥生文化会館長が使用するというので教育委員会教育長印がありましたが、文化会館がなくなるのでこの部分及び別表 2 中の弥生文化会館長印を削除するものであります。佐伯市文化会館条例施行規則につきましては第 11 条第 1 項第 2 号中の利用会場名から弥生文化会館を削除するものであります。施設の利用についての使用料等は公民館条例の中で規定することとなります。説明は以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

教育長 なければ承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 13 号 佐伯市教育委員会文書管理規程の一部改正について

教育長 議案第 13 号佐伯市教育委員会文書管理規程の一部改正について、担当からお願いします。

社教課長 資料の 70 ページをご覧ください。佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。改正の内容につきましては、議案第 12 号の説明のとおり弥生文化会館が廃止されることに伴い、弥生文化会館から発する文書に記載する発出番号を別表第 1 中から削除するものであります。説明は以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

教育長 なければ承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 14 号 佐伯市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

教育長 議案第 14 号佐伯市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、担当からお願いします。

社教課長 資料の 82 ページをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。改正内容につきましては、来年度から文化に関することが市長部局に移管するということで、社会教育課の中にあります文化振興係を文化財に特化した係ということで係名を文化財係に改めるとともに、別表中の事務分掌のうち、「文化・芸術施設の設置及び管理に関する事」を削除するものであります。説明は以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

教育長 なければ承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 15 号 佐伯市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の策定について

教育長 議案第 15 号佐伯市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の策定について、担当からお願いします。

学教課長 資料につきましては別紙の差し替えをご覧ください。佐伯市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の策定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。提案理由は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、昨年の 12 月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正が行われ、その法律第 7 条第 1 項に規定する指針、この指針につきましては学校における働き方改革を進めるための総合的な取組みの一環として文部科学省が昨年の 1 月に策定をした「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を法的根拠のある指針とするため格上げをされました。そのことが法律第 7 条第 1 項に記載されているこ

と及び県が定めている「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則」第10条の2の3第3項の規定に基づき、佐伯市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を策定するために提出するものであります。資料の99-1、99-2はそれぞれ国の特別措置法及び県の条例施行規則の根拠条文を記載しております。冊子資料の100、101ページをご覧ください。佐伯市におきましても佐伯市立学校の教育職員に対して勤務時間の上限等を定めた方針を作成しました。方針中、2の対象者につきましては、佐伯市立学校に勤務する教育職員を対象としております。3の業務を行う時間の上限につきましては、この方針に定められている在校等時間とし、この考え方は教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的（タイムレコーダー等）に把握することができる時間としております。基本的に教育職員が学校に在校している時間又は加える時間として、校外において職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等の職務に従事している時間等も含めた形のもものが在校等時間となります。この在校等時間に上限時間を原則として定めたということであります。資料の101ページに記載の時間が1か月の時間が45時間以内、1年間の時間が360時間以内であり、この時間を上回らないような働き方をしていかなければなりません。ただし、特例的な扱いで児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により勤務せざるを得ない場合については①から④までの時間はよいとなっています。その他、教育委員会及び学校の管理職の責務や留意事項として、上限時間の説明、虚偽の記録等について、持ち帰り業務についてを記載しております。この方針を定めることにより4月1日からの運用となりますので、教育職員の働き方改革、さらには勤務時間の削減を行っていきたいと考えております。説明は以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

岩佐委員 特別措置法が改正されて、在校等時間は前より短くなっているのですか。

学教課長 時間は特に明記されていません。

教育部長 特別措置法の改正の趣旨で大きなものは、変形労働時間制の採用であり、教職員の勤務時間が長い期間が実態としてあり、その時間を短い時間の期間（夏休み等）に振り分けるという制度であります。そもそも労働基準法上にあったのですが、その適用と上限を定めたものが特別措置法であります。この改正を受けて勤務労働時間の条例や規則を預かっているのが大分県であります。なぜ、大分県が条例等を預かっているかというのは、任命権とともに給与費は大分県が支出をしているからです。その関係で勤務条件というのは大分県が定めることになっております。しかし、大分県が規則を改正しても、服務監督権者として市が在校等時間の上限を定めておかなければなりません。

桑門委員 時間数は大分県内どこの市も同じですか。

学教課長 どこの市も国から示された基準で行っております。

教育長 その他ご意見、ご質問はありませんか。なければ承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 16 号 佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動について

教育長 議案第 16 号佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動について、担当からお願いします。

教総課長 議案第 16 号佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 3 号の規定により、佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動を別紙のとおり行うことについて承認を求めるものであります。提案理由は、令和 2 年 4 月 1 日付けで、教育委員会事務局職員の人事異動を行うためであります。104 ページをご覧ください。今回の異動で部長・次長級 2 名、課長・参事級 3 名、課長補佐級 6 名、一般職員 15 名、新採用職員 3 名、県派遣等管理職 2 名、県派遣等指導主事 6 名、再任用短時間勤務職員 7 名、退職者 1 名となっており計 45 名の異動となっております。説明は以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

教育長 なければ承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

教育長 以上で予定した議事を終了します。ありがとうございました。

報告事項等

- (1) 佐伯市立公立幼稚園・保育所のあり方検討委員会の報告について
- (2) 佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会の報告について
- (3) 令和 2 年度組織改編について
- (4) 令和 2 年第 1 回佐伯市議会定例会一般質問について
- (5) 次回教育委員会までの主要行事について

教育長 以上報告事項、その他に報告事項等ありませんか。

(確認：特になし)

特にないようですので、以上で本日の第3回佐伯市教育委員会を終了します。

終了16時59分